

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から52年3月まで

母が、国民年金保険料は納付できる時に納付した方がいいと、学生であった私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれたにもかかわらず、申立期間が未納期間となっているが、納付した領収証書があるので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に対して、昭和51年4月25日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、同年3月22日に任意加入したことが確認できる。

また、申立人が所持する5枚の申立期間に係る国民年金保険料領収証書は、申立人に払い出された前述の手帳記号番号に係るものであり、5枚の領収日付印欄にそれぞれ金融機関の収納印が押されており、申立期間の保険料が全て納付されていることが確認できる。

さらに、前述の国民年金手帳記号番号払出簿の申立人に係る記号番号の備考欄には、「52. 5. 18 欠番（公的年金加入者）」と記載されているが、申立人は、申立期間当時は学生であり、就職はしておらず、厚生年金保険には加入していない上、申立期間後の昭和52年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、51年4月25日に払い出された国民年金手帳記号番号を、厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の52年5月18日に欠番とすべき事情は見当たらず、行政の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人に係る国民年金手帳記号番号を欠番としたことに伴い、申立期間に係る国民年金保険料が申立人に還付されたことを確認できる記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は昭和 36 年 4 月から国民年金に加入して、妻の分と一緒に私の国民年金保険料も納付していた。

国民年金保険料の納付は私の妻が行っており、妻の申立期間の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間のうち昭和 40 年 7 月の国民年金保険料は納付済みとされていたことが確認できるところ、申立人が国民年金被保険者資格を同年 7 月 16 日に喪失したとの処理がなされたことに伴い、同年 12 月 6 日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、資格を喪失したとされている時期に厚生年金保険等他の公的年金に加入しておらず、申立人が被保険者資格を喪失する理由は見当たらない上、上記台帳によれば、時期及び理由は不明ではあるが、その資格喪失の処理が取り消されていることから、昭和 40 年 7 月の国民年金保険料は誤って還付されたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 40 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば未納と記録されているところ、このように長期間（104 か月）にわたって記録の欠落を生じるとは考えにくいとともに、当該期間以外にも 111 か月の未納期間がある。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は既に死亡しており、事情を聴取することができないため納付状況等は不明である上、妻が申立人の昭和40年8月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

母親が、私の国民年金の加入を気にかけていたので、私は、昭和49年7月頃、母親と一緒にA市B支所に行き加入手続をした。

加入手続の際に、母親が出してくれたお金で昭和49年度分の国民年金保険料を前納するとともに、20歳の時まで遡って保険料を納付したので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間において申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われている上、保険料を出してくれたとする同居していた申立人の母親も、昭和37年4月から60歳到達までの期間の保険料は納付されており、申立期間を含む昭和46年度から50年度までの保険料は前納されていることが確認できることから、申立人及びその母親の国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月25日にA市に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年7月17日であることから、申立人の国民年金加入手続は、申立人の主張どおり同年7月頃に行われたものと考えられるところ、申立人は、A市B支所での加入手続の際に「2年前までは遡って納付できる。」旨の説明を受けたと述べており、納付意識の高い申立人及びその母親が、その時点で過年度納付が可能であった47年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和46年5月から47年3月までの期間については、加入手続を行ったと考えられる49年7月当時、第二回特例納付（附則18条）が実施されていたものの、A市では「B支所では特例納付の納付書は発行していなかったと思われる。」と回答していることから、申立人に対して特例納付の納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、特例納付された場合には、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にその旨を記録することとされているが、申立人に係る同台帳には、特例納付された記録を確認することができない。

さらに、申立人の母親は既に死亡しており、事情を聴取することができないため、納付状況等が不明である上、申立人が昭和46年5月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、結婚後の国民年金保険料は、自宅に集金に来ていた A 町（現在は、B 市）の役場職員に納付しており、未納などがあれば督促などがあったと思うがその記憶は無い。

結婚後の国民年金保険料は全て納付しているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の国民年金保険料については、保険料の集金をしていた A 町の役場職員に納付したとしているところ、B 市は、「A 町では、申立期間当時、被保険者宅を訪問し国民年金保険料を徴収していた。」と回答しており、当時の保険料徴収に係る取扱いは、申立人の主張と一致している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、結婚後の国民年金の加入期間について、申立期間を除き保険料の未納は無い。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、14万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における平成19年12月28日の標準賞与額に係る記録を14万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

A事業所で平成19年12月28日に支払われた賞与において、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録には当該賞与に係る記録が無いことが分かった。

賞与支払明細書で保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月28日に支払われた賞与に係る賞与支払明細書から、申立人は、14万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、事務処理の誤りにより当該保険料を納付していなかったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における平成19年12月26日の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

A事業所で平成19年12月26日に支払われた賞与において、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録には当該賞与に係る記録が無いことが分かった。

賞与支払明細書で保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月26日に支払われた賞与に係る賞与支払明細書から、申立人は、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、事務処理の誤りにより当該保険料を納付していなかったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

私は平成元年2月から同年9月30日までA株式会社に勤務し、同年9月20日、28日及び30日に後任者との引継ぎや顧客対応を行った。

平成元年9月分の厚生年金保険料が給料から控除されているので、申立期間をA株式会社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社の平成元年9月の給料支払明細書によると、同年9月分の厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

また、申立人から提出された申立期間当時の日記によると、平成元年9月28日及び同年9月30日に後任者及び事業主と業務の引継ぎを行っていることが詳細に記載されている上、当該後任者は、間違いなく事務の引継ぎをしたと証言しており、当該日記に記載されている内容及び申立人の証言に信ぴょう性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所に平成元年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成元年9月の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成元年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A氏における資格取得日に係る記録を昭和45年4月22日、資格喪失日に係る記録を同年6月8日とし、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月22日から同年6月8日まで
私は、申立期間当時、A氏所有の船舶Bに通信局長として乗り組んだ。船員手帳に記録があるので、申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の所持する船員手帳の記録及び元同僚の証言により、申立人が船舶Bに乗り組んでいたことが認められる。

また、申立人の当該船舶での職務は通信局長であったところ、複数の元同僚が、「船長（船頭）、機関長、通信局長は船の幹部であり、乗り組んだ旨が船員手帳に記載されているのであれば、必ず船員保険に加入していたはずである。」と証言している。

さらに、申立期間の当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険被保険者期間が1か月である者が多数確認できることから、船舶所有者は、雇入期間が短い者も船員保険に加入させていたことがうかがえる上、経験の無い若年の甲板員も船員保険に加入していることから、通信局長である申立人についても船員保険に加入させていたものと推察される。

加えて、当該船舶所有者の全ての期間に係る船員保険被保険者名簿を調

査したところ、申立人と交代したと考えられる通信局長は、当該船舶において昭和 45 年 4 月に被保険者資格を喪失していることが確認できる一方、同年 5 月に通信局長として同資格を取得した者は見当たらないが、通信局長が乗船しない状態で船を運航させることは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 45 年 4 月 22 日から同年 6 月 8 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に申立人と交代したと考えられる通信局長のオンライン記録から 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料の納付義務を履行したか否かについては、船舶所有者は既に死亡しているため照会を行うことができないが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、事業主は、申立人に係る昭和 45 年 4 月及び同年 5 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び同年 8 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に、両親が私の国民年金の加入手続をし、地区の役員に母が国民年金保険料を納めていた。

昭和 45 年度の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、46 年度及び 47 年度の一部が未納とされているのは不自然なので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料は、地区の役員に母が納めていた。」と納付組織を通じて保険料を納付した旨主張しているところ、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和 48 年度以降については、保険料が 2 か月ごとに定期的に納付されていることから、納付組織に加入していた可能性はある。

しかしながら、申立期間①と②の間の昭和 47 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料は、上記被保険者名簿（紙名簿）によると、48 年 9 月 12 日に過年度納付されていることが確認できるところ、過年度保険料は、社会保険事務所（当時）が発行する納付書により金融機関で納付することとなることから、納付組織を通じて納付されたことはいかなる場合も認められない上、当該過年度納付された期間のみ納付組織から脱退し、短期間で再び加入するということは通常考え難いことから、申立人は、昭和 46 年度及び 47 年度について、納付組織に加入していなかったと考えられる。

また、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母は既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況等について証言を得ることができないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1522 (事案 836 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、保険料を納付できなかったことや自らが全額免除申請をした記憶は無い。

当時は、夫婦で行っていた事業のため高額な車両や機械を数台購入するなど経営状況は良好であったので、申立期間の国民年金保険料を納付しないことは考えられない。新たな資料として、事業用車両等購入の契約書や領収書等を提出するので、再度、よく審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 前回の申立期間は 7 期間合計で 112 か月と長期間であり、これだけの期間にわたって行政機関が事務処理を続けて誤ることは考えにくいこと、ii) 上記 7 期間のうち申立期間の一部において、A 市の国民年金被保険者名簿、及び国民年金被保険者台帳により、国民年金保険料を申請免除した記録が確認できること、iii) 国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどの理由から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができないとの当委員会の決定に基づき、申立人に対し平成 21 年 6 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月までの期間について、国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料であるとして車両等購入の契約書や領収書等を新たに提出し、当時、夫婦で営んでいた事業の経営状況は、大型車両や機械を数台購入するなど良好であり、国民年金保険料を納付しないことは考えられないと主張している。

しかし、申立期間において申立人と業務取引があったB株式会社は、既に解散しており、当時の事情を聴取できない上、同様に申立人と業務取引があったC株式会社（当時は、D株式会社）からも申立期間における申立人の経済状況及び国民年金保険料の納付をうかがわせる具体的な情報を得ることはできなかった。

また、申立人は、元夫と昭和58年11月に婚姻する以前の54年2月から生計を共にしていたとしているが、申立期間の国民年金保険料は元夫も未納とされている上、元夫の現在の同居人によると、元夫は当時の自分の国民年金保険料の納付については申立人に任せていたとしており、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から61年3月までの期間及び同年10月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年8月から61年3月まで
② 昭和61年10月から62年9月まで

私の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については、納付していることが確認できないとの回答をもらった。各申立期間については、私の妻が二人分の国民年金保険料を納付しており、私の保険料のみが未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているが、昭和54年8月から申立人が厚生年金保険の被保険者となる直前の62年9月までの期間における申立人及びその妻の保険料の納付状況をみると、申立期間①については、妻が納付済みとされている一方、申立人は未納とされているとともに、申立期間①と②の間に当たる61年4月から同年9月までの期間は、申立人が納付済みとされている一方、妻は未納とされているほか、申立期間②は、申立人及びその妻のいずれも未納とされており、双方が納付済みとされている期間が見当たらないことを踏まえると、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

また、申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者に対する払出状況から、申立人の記号番号は、昭和61年1月から同年6月頃までの間に払い出されたものと推認できることから、この時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間に別の国民

年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の妻もA市の国民年金被保険者名簿では未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻も、保険料の納付等に関する記憶が定かでない上、申立期間は、計92か月と長期間にわたっている。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 20 日から同年 12 月 15 日まで

私は、昭和 31 年 9 月下旬に株式会社 A が所有する船舶 B に甲板員として乗り組んだ。運輸省船員局長名の乗船履歴証明書では、同年 11 月 20 日雇入れ、同年 12 月 15 日雇止めとなっており、証明が無い期間については、当時、機関長から試用期間だと言われたが、乗船履歴の証明がある期間については、船員保険に加入していたと思うので申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する運輸省船員局長名の乗船履歴証明書により、申立人が申立期間において船舶 B に乗り組んだことは推認できる。

しかし、株式会社 A は昭和 59 年に破産宣告を受け、破産時の事業主は既に亡くなっており、事業主の親族も、会社に関する資料は一切残っていないとしていることから、申立人の船員保険の加入状況等について確認することができなかった。

また、船舶所有者の株式会社 A (C 氏) における船員保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を取得している者のうち、10 人に照会したところ、申立期間当時に船舶 B に乗り組んだことがあると回答のあった 3 人のうち 1 人は申立人を知っているとしているものの、船員保険の加入については分からないとしており、申立人が船員保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立期間当時、当該船舶の船長であったとみられる者は、既に亡くなっていることから、申立人の船員保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、被保険者証の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 6 日から平成元年 4 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 5 月から平成 2 年 3 月までの期間、A 株式会社に勤務していた。
継続して勤務していたのに申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する永年勤続の表彰状、社員旅行のものであるとする写真及び複数の同僚の回答等から、申立人が申立期間の一部について、A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の当該事業所における申立期間に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、当該事業所の解散時の代表取締役は、当該事業所の賃金台帳や社会保険関係の届出書類は保管していないとしていることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除等について確認することができなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の申立人の被保険者資格取得年月日（昭和 45 年 5 月 1 日）及び資格喪失年月日（昭和 48 年 4 月 6 日）はオンライン記録と合致しており、当該原票の「証返納年月日」欄には「48. 4. 19」の日付の記載があることから、申立人は、被保険者資格の喪失に伴い、当該事業所を通して健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納していたことが推認できる上、申立人が所持する年金手帳により、平成元年 4 月 1 日に当該事業所において被保険者資格を再取得した際の厚生年金保険の記号番号は、当初に当該事業所において資格取得した際の記号番号とは異なっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、当該事業所において比較的長期間、厚生年金保険の被保険者資格を有している者のうち 15 人に照会したところ、回答のあった 12 人のうち 4 人は、申立人は、一旦退社し再入社していたと思うと回答している。

加えて、申立期間当時に申立人の夫が加入していた健康保険組合から提出された健康保険資格取得・喪失証明書によると、被扶養者としての申立人の資格取得年月日は昭和 48 年 11 月 13 日、資格喪失年月日は平成元年 4 月 1 日とされている上、申立人は、昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は、国民年金第 3 号被保険者となっていることなどから、申立期間の大半は夫の被扶養者であったと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月頃から 54 年 3 月 16 日まで

私は、昭和 53 年 4 月頃、当時の夫と一緒に A 県の B 町に転居し、株式会社 C に再び雇用され、同社が管理する B 町内の施設で同年 4 月頃から 54 年 3 月 15 日までの期間勤務したが、厚生年金保険の加入期間とされていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 8 月 16 日から 54 年 3 月 15 日までの期間について、株式会社 C に勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業法人登記簿により、株式会社 C は、平成 5 年 5 月 24 日に解散していることが確認でき、解散時の代表取締役は、「帳簿等が散逸しており、申立人の勤務実態等は確認できない。」旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無は確認できなかった。

また、申立人の当時の夫は、申立期間当時、株式会社 C が管理する B 町内の他の施設の管理人をしていたとしていることから、当時の夫に照会したが、回答が得られず、申立人の勤務実態及び同社における申立人の厚生年金保険への加入の取扱い等について確認できなかった。

さらに、申立期間当時、株式会社 C において、健康保険厚生年金保険被保険者資格を有していた女性 6 人に照会したが、回答のあった 3 人は、いずれも申立人を知らないとしており、申立人の勤務実態等について確認できなかった。

加えて、申立期間に係る株式会社Cの事業所別被保険者名簿において、被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない上、「健保証の番号」に欠番は無く、不自然な訂正箇所も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 46 年 2 月 21 日まで

58 歳の時に送られてきた年金記録により、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について脱退手当金裁定請求書が存在しており、当該請求書には、申立人の住所として実家の住所地が記載されているほか、「昭和 46 年 4 月 24 日小切手交付済」との押印があり、脱退手当金計算書には払渡店として実家の最寄りの金融機関が記載されていることから、同金融機関を受取先として指定された脱退手当金の国庫金送金通知書が実家に送付されたものと考えられる。

また、申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、上記名簿における申立人の前後各 50 人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 13 人について調査したところ、5 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、申立人を除く 4 人に照会した結果、2 人が「会社から説明を受け、会社が請求手続を行い、脱退手当金を受給した。」旨

の回答をしていることから、事業主による代理請求がなされていたことがうかがえ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がある。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで
退職の際、脱退手当金を受け取っていないし、会社から説明された記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に当該表示が確認できることからすると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱 48. 2. 12 受付」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 48 年 3 月 6 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 12 月 21 日まで

私は、A 県 B 市 C 町にあった有限会社 D に、昭和 40 年 3 月頃から 43 年 12 月 21 日まで勤務していた。同社から厚生年金保険被保険者証をもらい、確かに厚生年金保険に加入していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の妻の証言や当時、勤務していたとする有限会社 D に関する申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらず、申立期間当時、事務を担当していた事業主の妻に照会したところ、「当時、有限会社 D は厚生年金保険に加入していなかった。」旨証言している。

また、オンライン記録によると、事業主及びその妻は、申立期間は国民年金に加入しており、申立期間における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、当該事業主は他界しており、当時の同僚も特定することができず、申立期間の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時、病院に入院した記憶があるとしていることから、当該病院に照会したところ、診療記録の保存期間を経過しているため、当時のものは保存されていないとの回答を得ており、申立人の主張を裏付ける事情は得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。